

# 重要事項説明書

## 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人川村会くぼかわ病院
代表者氏名	理事長 川村 久子
所在地	高知県高岡郡四万十町見付 902-1 TEL：0880-22-1111(代表) FAX：0880-22-1166

## 2 サービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションくぼかわ
介護保険指定事業所番号	3962590026
所在地	高知県高岡郡四万十町見付 902-1
提供可能サービス	訪問看護 ・ 予防訪問看護
管理者氏名及び連絡先	宮本 元貴 TEL：0880-22-1119 FAX：0880-22-5679
サービス提供地域	四万十町 ・ 中土佐町 ・ 黒潮町 * 上記以外の方でもご希望の方は相談に応じます

### (2) 事業の目的及び運営の方針

#### ○事業の目的

医療法人川村会くぼかわ病院が開設する訪問看護ステーションくぼかわにおいて実施する訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定予防訪問看護を提供することを目的としています。

#### ○運営の方針

- ① 訪問看護ステーションの職員は、居宅においてその有する能力に応じ、住み慣れた家庭や地域を拠点とし、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

- ② 訪問看護の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ③ 前各項のほか、「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 23 日条例第 20 号）」の規定を遵守します。
- ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- ⑤ 訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 土・日・祝祭日及び年末年始を除く
営業時間	8 時 3 0 分～1 7 時

\*24 時間対応可能な体制をとり、訪問看護の必要な時にはこの限りではありません。

(4) 事業所の職員体制

管理者		常勤	1 名	訪問看護師兼務
訪問看護師	看護師	常勤	2 名	管理者兼務 1 名
		非常勤	名	
	准看護師	常勤	名	
		非常勤	名	
理学療法士等		常勤	名	
		非常勤	名	

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

- ① 訪問看護計画書等の作成
- ② 病状の観察
- ③ 入浴・清拭・洗髪等身体の清潔保持
- ④ 食事・排泄等日常生活の世話
- ⑤ 褥瘡・創傷の処置及び予防
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 各種カテーテルの交換及び管理
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導・助言
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ その他医師の指示による医療的処置
- ⑫ 訪問看護報告書の作成

#### (2) 提供するサービスの利用料及び利用者負担額

- ①利用者からいただく利用者負担金は、健康保険法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める金額とし、介護報酬告示上の額を利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。別途定める料金表をご参照下さい。  
但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とします。
- ②利用者又はその家族の求めに応じ下記のものを利用した場合は、その他の利用料としてその額を徴収します。  
エンゼルケア 11,000円（税込み）
- ③交通費については、介護保険の利用者は徴収しないこととします。医療保険の利用者は、別途定める料金表に基づき徴収します。
- ④利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行します。
- ⑤利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付します。

### 4 契約解除について

#### (1) 利用者からの契約解除

利用者は7日以上予告期間をもって本契約の解除を申し出ることができます。

#### (2) 事業者からの契約解除

利用者の著しい不信行為があれば、文章に理由を記載し、1ヶ月以上の予告期間を以って本契約の解除を申し出ることができます。

## 5 衛生管理等

- (1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 6 緊急時の対応方法について

- (1) 24時間対応体制であるため、利用者には緊急時の連絡方法を十分説明します。
- (2) 利用者から緊急連絡があった場合、看護師は状況に応じ緊急訪問あるいは、主治医に相談又は緊急に病院受診を勧めるか判断します。
- (3) 緊急受診の場合、主治医あるいは病院にあらかじめ連絡しておきます。

## 7 事故発生時の対応方法について

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、5年間保存します。
- (3) 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

### ○利用者秘密の保持

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

③職員であった者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

#### ○個人情報の保護

①事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

②事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

#### 9 ハラスメントについて

事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### 10 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の養護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（責任者）を置いています。

虐待防止に関する責任者	管理者	：	宮本 元貴
-------------	-----	---	-------

- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 1 身体拘束の禁止について

- (1) 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 1 2 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続定期に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 3 サービス提供に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情処理の体制

- ①事業所は、訪問看護等の提供に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置します。
- ②事業所は、提供した訪問看護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行います。
- ③本事業所は、提供した訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って行います。
- ④事業所は、前項の苦情等の内容について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】

訪問看護ステーションくぼかわ 管理者：宮本 元貴	所在地：高知県高岡郡四万十町見付 902-1
	TEL：0880-22-1119      FAX：0880-22-5679
	受付時間：8時30分～17時

【四万十町の窓口】

四万十町 高齢者支援課	高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号
	TEL：0880-22-3900      FAX：0880-22-3725
	受付時間：8時30分～17時15分

【黒潮町の窓口】

黒潮町 本庁 健康福祉課介護保険係	高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地
	TEL：0880-43-2116      FAX：0880-43-2676
黒潮町 佐賀支所 総合窓口第2係	高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 1
	TEL：0880-55-3112      FAX：0880-55-3850
受付時間：8時30分～17時15分	

【中土佐町の窓口】

中土佐町 健康福祉課	高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1
	TEL：0889-52-2662      FAX：0889-52-4511
	受付時間：8時30分～17時15分

【公的団体の窓口】

高知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	高知市丸ノ内 2 丁目 6 番 5 号
	TEL：088-820-8410      ・ 088-820-8410
	FAX：088-820-8413
	受付時間：9時～12時、13時～16時

説明確認欄

令和 年 月 日

上記内容について、「高知県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	高知県高岡郡四万十町見付 902-1
	法人名	医療法人川村会くぼかわ病院
	代表者名	理事長 川村 久子
	事業所名	訪問看護ステーションくぼかわ
	説明者	宮本 元貴

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受け付けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	
	本人との続柄	

# 個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用されることに同意します

## 記

### 1 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合
- (2) サービス提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、サービス事業者、医療関係者、行政等からのサービス等に関する照会への回答
- (3) サービス提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
  - ◎ 医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会・照会への回答、会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
  - ◎ 学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
  - ◎ 学芸や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

### 2 使用する期間

令和 年 月 日から契約期間満了日まで

### 3 条件

個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと

令和 年 月 日

訪問看護ステーション くぼかわ 御中

<利用者> 住所

氏名

<代筆者> 住所

氏名

本人との続柄

<家族の代表> 住所

氏名

本人との続柄